

○金融庁告示第三十九号

店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令（平成二十四年内閣府令第四十八号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第二条第一項及び第二項に規定する金融庁長官が指定するものを定める件（平成二十四年金融庁告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年六月二十日

金融庁長官 畑中龍太郎

第二条中「、変動金利が次のいずれかに該当する取引であつて」を「、次の各号のいずれかに掲げる取引であつて」に改め、同条各号を次のように改める。

- 一 変動金利が三か月物の円LIBORに該当する取引
- 二 変動金利が六か月物の円LIBORに該当する取引
- 三 変動金利が三か月物のユーロ円TIBORに該当する取引（約定の日から取引の効力が消滅する日までの期間が千八百三十九日以内であるものに限る。）
- 四 変動金利が六か月物のユーロ円TIBORに該当する取引（約定の日から取引の効力が消滅する日ま

での期間が三千六百六十六日以内であるものに限る。）

附 則

(適用期日)

第一条 この告示は、平成二十六年七月一日から適用する。

(経過措置)

第二条 この告示による改正後の店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第二条第一項及び第二項に規定する金融庁長官が指定するものを定める件は、平成二十六年七月一日以後に行われる取引について適用し、同日前に行われた取引については、なお従前の例による。